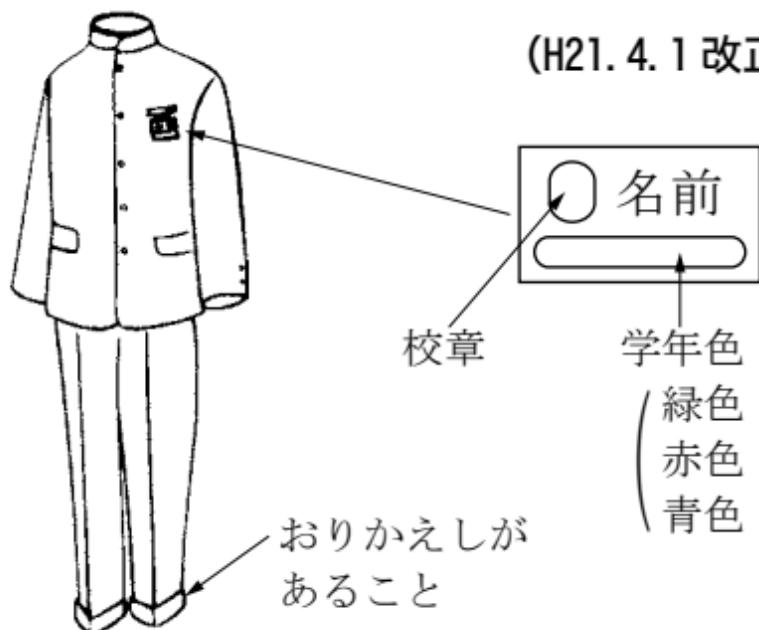


# 服 装 規 定

(H21. 4. 1 改正)



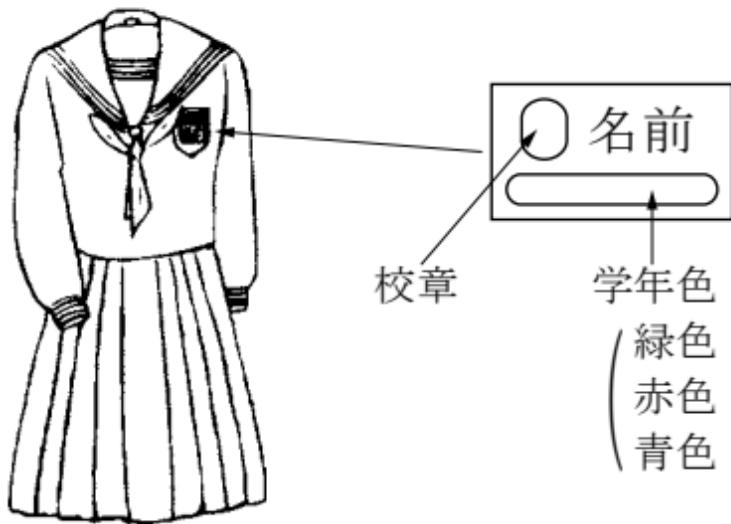
## 1. 標準服

### (1) 学生服

- イ. 着用期間 4月1日→5月31日  
10月1日→3月31日
- ロ. 黒詰襟（中は、長袖カッターシャツを着用する）  
(ただし、5月と10月は、調整期間とし、夏服・冬服のどちらを着用してもよい)
- ハ. ボタンは本校規定のものを使用する。
- ニ. • 標準の太さ(ストレート)とする。  
• 色は黒とする。(ワンタック可)

ホ. ベルト（黒色でシンプルなもの）を着用する。

学生服の項と同じ胸ポケットにボタンでつける。



## (2) セーラー服

イ. 着用期間は男子に同じ。

ロ. 濃紺セーラー服。

ハ. 襟, 胸あて, カフス

ポケットに白線3本つける。

ニ. 白ネクタイ。(ネクタイ結びとする)

ホ. スカートは膝かしらがかくれる程度の長さとする。

ポロシャツ共用  
(学校指定制服)



◎名札について

冬服につけていたものをはずし所定の位置にかけえる。

(3) 男女共用夏服

イ. 着用期間は原則として5月1日→10月31日。

2. 名 札

○25・26・27ページの通りにつける。

3. 頭 髪

男女ともに清潔に保ち、パーマ、染色、脱色等は禁止する。整髪料の使用は禁止。髪型は、中学生らしく、学校生活にふさわしいものとする。肩より長い髪は、集会、式典、行事や必要な授業などではゴムでくく

る。ゴムは黒や茶色などの目立たないものとする。

4. ポロシャツやカッターシャツの下に着るものは白無地とする。

## 5. 靴 下

白色の靴下（ワンポイント可）

冬期は、ストッキングを着用してよい。ストッキングはベージュとする。

## 6. 靴

白色の靴。ひもは白色とする。

7. スカートのベルトの着用は禁止する。

## 8. カバン

カバンおよびナップザックは学校規定のものを使用する。

## 9. 学校指定のベスト・セーター

(1) 更衣調整期間（5月、10月）は着用してもよい。

(2) 名札を胸のタグにつける。（ポロシャツと同様）

(3) 完全夏服更衣期間（6月→9月）は着用しない。特別な事情があり、着用しなければならない場合は、担任に申し出る。

(4) 制服の下に着用してもよい。

## 10. 冬期の服装

- (1) セーター・ベスト（学校指定のもの以外でもよい）

冬期は、制服の下に着用してもよい。

- (2) マフラー・手袋

校内では、着用しない。

- (3) 防寒着（学校指定のもの）

登下校時、制服の上に着用してもよい。